

2009年2月5日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 御中

意見書

市民ウォッチャー・京都

代表 田 村 和 之

事務局長 中 村 和 雄

私たちは、貴委員会が、同和行政の完全終結にむけて、これまでの京都市の長年にわたる不正な同和行政について、正確な情報・資料にもとづききちんと検証したうえで充実した審理をされ、市民の期待する報告がなされることを期待してきました。

しかしながら、率直に言って貴委員会での審議内容は充実したものとはなり得ませんでした。貴委員会は自立促進援助金制度の廃止について、多くの時間を費やして議論してきたのですが、貴委員会において討議されてきた検討項目のほぼすべては、すでに長年にわたる同制度を巡る訴訟の中で何度も議論され、裁判所によって判定済みのことであります。貴委員会の審議は、裁判所においてすでに決着済のことをまた一から議論し直している状態でした。しかも、貴委員会の委員の多くがこれまで同和問題について関与したことがない方たちであったため、実態や制度についての理解が不足しており、誤解に基づく発言も目立ちました。時間をかけた割に議論が深まらなかったとの印象をぬぐえません。傍聴していた同和運動団体の方々も同じ思いであったのではないのでしょうか。

私たちは、添付の意見書のとおり、何度も意見表明の機会を求めてきましたが、

貴委員会は今日までそれを拒絶してきました。制度改革の議論が終結した現段階になって、貴委員会が私たちの意見表明を求めることにどのような目的があるのでしょうか。私たちは、口頭での意見表明ができなかったために、私たちが表明してきた自立促進援助金制度についての今後のあり方についての提案について、委員の皆さんに十分にご理解頂けなかったことを極めて残念に思います。新たな免除制度の創設は、問題をさらに悪化させ泥沼化させるものでしかなく、問題の解決にならないことを指摘しておきます。

ところで、われわれの度重なる指摘にもかかわらず、貴委員会は自立促進援助金制度が創設された経緯については調査しようとせず、なぜ、このような極めて不公正かつ不合理な制度ができあがったのか、当時市民の知らないところで京都市と一部同和運動団体との間でどのような協議がなされていたのかの究明を避けてきました。貴委員会は、なぜ京都市がこうした不公正かつ不合理な制度を創設したのか、どうして今日までその是正が図られなかったのかを究明しようとしていません。

これでは、京都市の同和行政を完全に終結させることはできません。たとえ表向きの「制度」は廃止されたとしても、長年にわたって行政機構に蓄積した問題点が是正されないままに終わるからです。かつての不公正な誤った同和行政がなぜ生じたのか、なぜ是正されなかったのか、そのことを究明し、市民に明らかにすることこそ、貴委員会の役割のはずです。

残された期間、貴委員会が本来の役割を果たされることを強く望むものです。

京都市「同和行政終結後の行政の在り方総合検討委員会」に対する意見書

市民ウォッチャー・京都

代 表 田 村 和 之

事務局長 中 村 和 雄

第1 はじめに

1 市民ウォッチャー・京都の活動紹介

「市民ウォッチャー・京都」の正式名称は、「情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会」で、1997年4月26日に結成されました。主な活動は、(1) 地方公共団体等の情報公開をすすめる活動、(2) 地方公共団体等の行政監視活動、(3) 地方公共団体等の不正不当な行政を是正する活動で、いわゆる市民オンブズマンの活動をしています。全国市民オンブズマン連絡会議にも加入しています。

これまで、知事・市長の交際費、京都府東京事務所食糧費（接待費）、京都市交通局の飲食費、京都市教育委員会の飲食費、同和関係の補助金、用地測量費、城陽サッカーグラウンド買収関係資料、京都御池地下街への補助金、府議員・市会議員の海外旅行費、府議会・市議会の政務調査費などの情報公開請求を行ってきました。一部非公開とされた文書については、異議申立てを行ったり、情報公開請求訴訟を提起するなどして、情報公開の拡大に努めてきました。

そして、違法・不当な公金支出があれば、住民監査請求・住民訴訟を提起してきました。また、調査結果をマスコミに公表したり、行政に是正を申し入れたりもしてきました。その結果、違法に支出された公金を自治体に返還させたり、接待を自粛させるなどの成果も出ています。

2 同和行政に関して市民ウォッチャー・京都が取り組んできた主な事件

同和行政に関連して「市民ウォッチャー・京都」の取り組んできた主な事件は以下のとおりです。

【つかみ金事件】

京都市が同和対策室長に年間340万円の「つかみ金」を渡し、同和対策室が自由に飲食等に使っていた事件で、大阪高裁は当時の同和対策室長に340万円の支払いを命じました（2006年5月25日）。

【同和経営指導員事件】

京都府が京都商工会議所と京都府商工会連合会に対し同和経営指導員の給与相当分の補助金を交付していた件で、同和経営指導員が部落解放同盟京都府連に出勤し本来の業務を行っていなかったとして提起した住民訴訟。2003年4月1

0日、荒巻前知事らが2250万円を京都府に支払う内容の和解が成立しました。

【同和温泉旅行事件】

部落解放同盟各支部は、毎年のように京都市から補助金をもらって、和倉温泉、芦原温泉などへ旅行をしていました。補助金の額は、3年間（平成9年度から平成11年度）で61事業、合計5422万円にのぼります。裁判所の調査嘱託に対する各ホテル・旅館からの回答を見ると、そもそもそのような団体は宿泊されていませんという回答（カラ事業）、実施報告書には、例えば参加者146名と記載されているのに、実際には26名しか宿泊していないという回答（水増し事業）などが多数ありました。京都市も、独自に調査を行い、カラ事業、水増し事業が多数あったことを認め解同各支部に対し合計3748万円を返還させました。さらに補助金が返還されなかった39事業について、実際に温泉地等へ行っているものの「学習会」を実施した形跡はないとして引き続き追及したところ、京都地裁は、15事業については学習会を開催したとは認められないとして、5名の幹部職員に対し合計457万円の損害賠償を命じました。門川現市長もその1人です。最終的には、大阪高裁で京都地裁判決通りの内容で和解が成立しました（2006年1月23日）。

3 京都市の同和行政に対して、市民ウォッチャー・京都が取り組み、現在継続中の事件

【同和奨学金事件】

大阪高裁第3民事部継続中

京都地裁第3民事部継続中

【解放センター・みかげ会館不当利得返還住民訴訟事件】

京都地裁第3民事部継続中

【京都市職員賃料保育料返還住民訴訟事件】

京都地裁第3民事部継続中

第2 貴委員会の運営について

- 1 上記のとおり、私たちは10年にわたり京都市の同和行政の不正を追及し続けてきました。京都市職員の犯罪・不祥事問題は2006年以降、市政を揺るがす大問題となっています。京都市職員の犯罪・不祥事多発は、これまでの京都市と特定の同和運動団体との異常な関係や京都市の違法不当な同和行政のあり方に大きく起因しています。私たちは、2007年1、2月に2回にわたって「京都市職員不祥事問題電話ホットライン」を実施し、さらに、市民、市職員から寄せられた情報と、職員からの聞き取り調査、情報公開請求で開示された公文書、これまでに議会審議やマスコミ報道などで明らかとなった事実、これらの情報に基づく独自調査などをもとに、「京都市職員の犯罪・不祥事根絶のための提言」を発表しました。職員の犯罪不祥事の根絶と同和行政の完全終結のためには、現在京

都市で起きていること、犯罪・不祥事の実情、その背景となったとされる同和選考採用制度の運用実態、過去の市と同和運動団体との関係などを明らかにしたうえで、これまでの行政のあり方を反省し、責任を明確にすることが不可欠であると考えました。そして、そのための機関として「京都市職員・犯罪不祥事問題徹底究明独立調査委員会」の設置を提案しました。

貴委員会の設置が発表された際に、私たちは貴委員会が私たちの提案と一致するのではないかと期待しました。しかし、これまで貴委員会の活動を傍聴してきて、いったい貴委員会は何のために設置されたのか、また京都市は同和行政の完全終結を本気で実行しようと考えているのか、大いに疑問を感じるようになりました。

2 私たちは、これまでに開催された2回の委員会を傍聴してきましたが、委員間の議論はほとんどありません。京都市の担当部局によってテーマの設定など委員会の基本的方向がはじめから決まっています。そして、まったく議論がなされていない段階にもかかわらず、来年3月の最終報告にあわせてスケジュールだけが確定しているのです。こうした京都市の担当部局主導の運営実態を見ると、この委員会はいったい何をめざす委員会なのか疑問に思います。

3 本委員会の設置は、現市長が選挙戦のなかで、京都市の同和行政を完全に終結し、職員の犯罪・不祥事を1年以内に完全になくすと公約したことにもとづき設置されたはずですが、にもかかわらず、現市長当選後も相次ぐ職員の犯罪不祥事について、その根絶のための検討が、貴委員会ではまったく議題として設定されていないのです。京都市職員の犯罪・不祥事問題続発の大きな原因は、長年にわたる京都市幹部職員と特定の同和運動団体幹部との癒着、京都市の特定の同和運動団体に対する特別扱い、特定の同和運動団体の京都市に対する暴力的威嚇などにあります。京都市がこれまで進めてきたこうした不当不公正な行政に対する反省なくして、同和行政の完全終結や職員の犯罪不祥事の根絶などあり得ません。

委員のみなさんが、貴委員会に対する市民の期待を十分に理解され、貴委員会の運営について抜本的な修正を図られることを期待するものです。

4 なお、貴委員会が設定した具体的課題については、さらに追加すべき課題として、以下の課題についても討議いただくことを提案します。

(1) 特定の同和運動団体に対する便宜供与（長年にわたる土地の無償貸し付け、きわめて低廉な価格での賃貸）問題

(2) 特定の同和運動団体に所属する市職員に対する特別扱い（市営住宅賃料の不払い、保育料不払い）

第3 貴委員会の6つの検討項目について

1 5年間の時限立法として成立した「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は2回の延長後、2002年3月に失効しました。同法の失効にもとづき、同和対策事業は終了しました。同和対策事業としてこれまで行われてきた事業は廃止されなければなりません。もちろん、一般施策として必

要なものは、一般施策として実施をすることになりますが、それはあくまで、一般的な福祉行政の一環として行われるものです。

したがって「旧同和地区」や「旧同和地区」住民について一般市民と不平等な取り扱いを継続することは許されないものです。

同和行政の終結にあたって、それに反対する意見として「旧同和地区」に現在居住する住民の生活状況の悪化が指摘されています。行政が、その問題に対してきちんと対処すべきことは当然ですが、それはあくまで福祉その他の一般施策として実施されるべき課題です。京都市内の他地域とも共通の課題として、公正公平に対策を講ずべき課題なのです。

以上の基本原則に鑑みた場合、①ないし④の事業として京都市が行ってきた施策は、改善されなければならないことは明らかなと考えます。

- 2 市民ウオッチャー・京都としては、これまで検討を重ねてきた①の課題について、別紙のとおり詳細な意見書を提出します。なお、本件については京都市との間で訴訟が継続中であり、訴訟において多くの貴重な資料を証拠として提出しております。それらについても十分に検討されることを望みます。

また、裁判所が行政行為が違法であるか否かを判断するのに対して、貴委員会の役割は施策が相当か否かを判断することにあると考えます。裁判所が、行政機関の「裁量の範囲内」として当不当の判断に立ち入らなかった点についても貴委員会においてはしっかりと検討され、自立促進援助金制度の廃止を勧告すべきだと考えます。報告にあたっては、当不当の判断についてもきちんと指摘されることを求めます。

第4 最後に

貴委員会が、同和行政の完全終結にむけて、これまでの京都市の長年にわたる不正な同和行政についてきちんと検証したうえで、充実した審理をなされ、市民の期待する報告がなされることを期待します。

なお、文書回答だけではなく、同和運動団体がプレゼンをしたのと同様に、市民ウオッチャー京都にも貴委員会の場でプレゼンの時間を確保されることを望む次第です。

添付資料

- ・京都市職員の犯罪・不祥事根絶のための提言
- ・「自立促進援助金制度は直ちに廃止すべきである」

京都市「同和行政終結後の行政の在り方総合検討委員会」御中

2008年6月13日

市民ウォッチャー・京都

代 表 田 村 和 之
事務局長 中 村 和 雄

6月5日に開催された「第1回自立促進援助金制度の見直しにかかる法的課題整理等研究会」におきまして、委員のみなさんから、「国の制度が給付制から貸与制に変更したのに、なぜ、京都市は国の政策変更に従わずに、これまでの給付制を維持しようとしたのか。市においてどのような議論がなされ、どのような理由から自立促進援助金の制度が生まれたのか、その経過を整理されたい。」との要請が事務局になされました。

実は京都市においても、国の制度変更にあわせ貸与制への転換が検討されていたのです。にもかかわらず、これまでの給付制維持を要求する同和運動団体の集団的な圧力交渉のなかで、方針を転換したのです。

そのことを示す当時の解放新聞を資料として提出します。これらの資料は、自立促進援助金のあり方を問題として、市民ウォッチャーが提起した各訴訟において証拠として提出されてきたものであります。貴委員会において、自立促進援助金制度ができあがる際に、京都市と同和運動団体との間にいかなる事実があったのか、当時の経過を明らかにすることが重要だと思います。

全体集会で解放子ども

まず、和島岩吉、日弁連元会長が「代用監獄と免罪」について議

罪事と被生

7・21 京都弁護士会
市民にアピール
すなどの権限にかけられ、その末無実が証されると最高裁は「期諸道捜査のミス」かたずけてしまった

えいていくことです。

この講演のあと、八海事件を基礎に作られた映画「真夏の暗黒」が上映され、参加者三人ひとりに兩法案及び代用監獄の実態の恐怖を植えつけた。

執行委員の、京都府で、大野昭則、の阪神判発、盗用、悪用しを偽造、盗用、悪用し、光り步かれていた事件がおこっています。

いけれども、解放同盟が推薦しているかのような印象を与え、解放

各市町村で、た、東京府、想一切応じない。また、この反社、行方不明を摘発に、京都府清に連絡してくれねがいます。

このように、類似行為の場合、
に、
社会的サ
を充するた
理事務局
よう、お

このように、類似行為の場合、に、社会的サを充するた理事務局よう、お

このあと、参加者全員が自分と解放運動とのかかわりについて発

に青年部は、九月に
拡大青対部会を解
ンターで午後二時
開き、十月二十四
は、スポーツ交流
フトボール）
十・三二へ向
統一をするこ
しあった。

証号33第

—京都市交渉—
七月三十一日午後一
意表明のあと、市を

きぼりされた。

この交渉では、具体的な問題にまでおよばなかったため、「教育」と「部落解放総合計画」

らが参加したことが判

教育に全力を

一 丹後交

資金「貸与化」について

児童館建設問題に
こない追及す

性のない
書法支部と
「手金」に
交渉をお
ることを

福知山・一市二町交

福知山地協交渉―
稱、奨学金制度の「変
て、今日の部落解放

今回の交渉の中で、大塚奨学金が給付からい、今回の

を、連続的
と確認しあ
統一交渉を
ら、約二十名が参加。
宮津市からは、矢野市
長ら約二十名が参加し

主体性のない谷口市政

はすものと
「開和」でいく「運用
については、訓示規定

については、その必要性を認めさせ、七三年

八月十二日午前十時 年會館の建設、児

年會館の建設は一、二
年の内に完成させる。
児童館または教育集会
所の建設については、
各地協代表ら二十
三日、京都市で

部 地協支部との連携を深
かめてほしい」などの
意見要望がなされた。

市長は、「同和
西田各執行委員
約八〇名の同盟
委員会は、名称は
しても存続する。
としながらも、
人給付と、奨学金

ない。府から方針が出て追及していないので検討中でまとめ

指摘、府連としていくことをとして提起した。

法律
京都市北区小山下綾町の一
同盟員なら、誰でも、どんなことでも
ご相談に応じます。

毛筆、平假、平二、口置
いも、無料です

1. The first step is to identify the problem or question that needs to be answered. This involves understanding the context and the specific requirements of the task.

京都府の差別行政をうきほりに

12
・
6
京
都
府
総
括
交
渉

十二月六日、午後一時から、京都府部庁解放センター四階ホールにおいて、京都府下からの部落の代表約四〇〇人を結集して、京都府知事総括交渉がおこなわれた。

この交渉は、同和対策「新法」に対する府の基本的姿勢を糾すとともに、特措法十三年の

同和行政の総括点検をせしめる中、
奨学金賞与と化攻撃を断乎阻止する構えをもつて聞かれた。そして最終的に京都府は、①文部省に對し引き続き強力に給付制継続の交渉を続けていく②その結果がどうであれ、京都府として独自で継続することを確認した。これに對して林田

指示があつたが今年度は従来通り給付を続け、所謂文部省へ折衝している。進学者希望者が心配されることのないよう地方自治体の立

に立つのか」、「きちつとした位置づけを、知れ」という追及に、知事は「府民の立場に立つ」といひながら「困つ」と全然離れてやつてい

つたのか」「憲法と政令とどっちが大それた」「昨年の交渉では法律が打ち切られては差別のある限り、府は単費で同封事業を行なう」と約束

1.13 14

の中央交渉

日までに文書回答②、月初旬に継続交渉を各部署の課題を中心におした。

そこで、中央本部では、来る一月十三日、十四日の兩日、行政と

林田知事に「法」十三年の

總括をせまる

府からは、林田知事、荒荊善副知事、川本教育課長ほかが全部局の部長、課長が出席。解放同盟京都府連からは、吉田委員長、駒井副委員長、中野副委員長を先頭に約四〇〇人が参加した。まず、駒井副委員長が、九月の府セクショ交渉の結果を集約し、基本要求を提起し、①特措法三年をどう総括するか②蠅川差別府政との相違点は何か③新法への見解④「周辺地域との一体性」の訓示規定への見解⑤大学奨学金制度への考え⑥行政改革への対応⑦部落解放総合計画と年次計画の策定⑧あいつぐ差別事例への見解……への回答をせよ。そして、蠅川府に比し評価するものわずか「同和」施策部落解放の展望に立もてなく全く糊塗で総合的、抜本的な行政としての位置づけを明確にして追及し

たが、大規模地区で、
業は一定の成果をお
当の残事業があり、
安定就労・生活保護
増加している。この
因は、総合的計画の
業実施の面で十分分
があったことである
③同和問題は政治問題に
でなく基本的な人権に
わる重大な社会問題
して府の全組織をお

大学奨学金貸与化
さらに文部省

を阻止

省交渉へ

るが、差別観念をまた助長さすのか」、「心配をかけるないというが借金をせおわすのか」、「政令に従わないなら

和」対策予算の概算求に対する交渉が、る十二月九日、十日両日にわたって、全部府県連代表、中央員クラスでおこなわ

た。

初日の九日は、法農水、総理府、建設労働、通産、厚生、省交渉をおこない、省交渉、おこない、

も、新法、下社の繰上りも、厳しい内容となっている。

① 八三年度予算要求の合計は、二四七億九百二十七万円、八二年度予算と比べると、二六七億二四四五万円率にして、九・七％の大幅減となっている。

これは、八三年度予算編成の原則として示

とりくも予定である。

名の、文部省の一環資金貸与化」反対を中心として、

ど

な

連

企

京

に

視察

産業

知

大学奨学金貸与化を阻止

さらに文部省交渉へ

こうした中で植田福祉部長は「四四の政令中獎字金のみが貸与化されていることは、他にも波及して行くおそれがあり、ひき続き文部省に抗議する」「國の正しい理解を助けるうえで皆さんに迷惑をかけないようにして獎字金をもらつて

る」と、差別観念をまたた。初日の九日は、法配をかせないというが、農水、総理府、建設借金を使おうとするのか、労働、通産、厚生のか、「政令に従わないなら、省文交渉をおこなひ、補助金打ち切るといふ行政指導が法治国家にあっていいのか」と問。文部、大蔵三省に於いて、いづれも年中におこなわれた。今年度予算の最大特色はいわゆる行

年度予算に比し、二六・七億、四四・五％の率にして、九七・％の大増減となっている。これは、八一年度予算編成の原則として示された、マイナス五％シーリングを大幅に上回るものとなっている。

② この大幅減の内訳をみると、建設省二一

高知県に
産業視
京企連な

さる十一月八日か
十二月十日にわたり
部署解放京都府企業

「貸与化」策動に緊急行動

京都市
今川市長に白紙撤回さす

大学奨学金の「貸与」の方向を打ち出し、都市協は京都市に十三日、白紙撤回を要請した。これは、十二月十日、京都市協議長に對して、京都市同和对室長から、「貸与」を前提にして、災害を加えないかた

ちでいきたい、と口頭で回答できたことが問題の発端。

十二月六日の「貸付制を継続する」という京都市府の回答とは大きく後退するもので市協會議では、市長に對して白紙撤回の申し入れをすることに決定し、宝來事務局長と宮崎事

務局次長が秘書課に會を要請し、ところが秘書課長、市長が不十分で對應できなかった。当日は市議會があつたが市協會が不審に思つた市協會の全員が京都市役所を駆けつけた。市長が居留守をつていたことが明らかになり、午後一時前

再度謝罪し、今後お世話のかたが、お断り願ひたい。謝罪の電話は、入会と信頼関係の上になつて解放行政を進めることを確認した。

また、京都市協の代表から、奨学金の貸与が教育の美態にそぐわない、それで解放行政といえるのか、京都府は畢竟でもやるということを確認した。

今川市長は、報告を受けていないというので謝罪し、白紙報告を確認。ひきつづき二月十七日、二十二日交渉をおこなうことを決めた。

額とせられてゐる。こゝに高岡郡中佐匠町の製工場、大規模ゴカ（釣魚餌）養殖場、に大方町の漁港、リメンジャコ生産場の研修視察を行った。特に大方町の漁港設備に参加者全員、感銘を受けたのである。



12:6 対京都府交渉に結集した400人の大衆

高知県に
産業視察
京企連など

さる十二月八日か
十二月十日にわたり、
部落解放京都府企業

名の合計六十五名を以て、
遺、文部省の「奨学会
貸与化」反対を中心に
とりくむ予定である。

わたくしどもの方で済ませました。今後この女房をキリシタンというような人がでた場合も、わたくしどもが申し開きをしたし、すくなくとも利もたなかった。前回で紹介した町規約においても禁止されていたのは、賤民等^{しせんびんら}に家をうることであつて、僧家人についての規定ではなかつたのである。しかし、この事実を見るさい忘れてきたのは、この市中に混じり住んだ様多を、幕府がどうやって扱ひあつたか。しかし、たゞ不可能というわけではなく、それが極刑でなく、それが極刑に処せられるようになるのは、江戸時代も終はり頃のことなのである。

2008年6月20日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 御中

追 加 意 見 書

市民ウォッチャー・京都

代 表 田 村 和 之

事務局長 中 村 和 雄

1 市民ウォッチャー・京都に口頭での意見陳述の機会を付与されたい

貴委員会は、これまで主に京都市の事務局の説明に基づいて審議を進行してこられました。

しかし、京都市は、私たちの提起した自立促進援助金を巡る住民訴訟において、一貫して自立促進援助金の支出には何も問題がなかったと主張し、請求棄却を求めてきたのです。そして、現に今も法廷でそうした訴訟活動を続けているのです。

貴委員会は、第1回委員会において、同和運動団体とともに市民ウォッチャー・京都から意見を聴取すると決め、第2回委員会において同和運動団体だけから口頭での意見を聴取されました。

貴委員会の出される結論が、市民感覚に沿った市民に支持されるものとするためには、貴委員会の手続きにおいても手続きの公正が担保されるべきであり、上記のような京都市の事務局と同和運動団体だけからでなく、私たち市民ウォッチャー・京都からも意見を聞く機会を持つべきです。

すでに、貴提出の意見書において口頭意見陳述の機会を確保されたいとの要望を提出しているところであり、事務局に対しては口頭でも要請してきましたが、

いまだに実現していません。ぜひ、実現いただきたく再度文書により要請するものです。

2 自立促進援助金受給者の世帯収入状況の資料を開示されたい

市民ウォッチャー・京都は、住民訴訟において自立促進援助金受給者の収入状況資料の開示を求めてきましたが、京都市は、自立促進援助金受給者は一律無審査支給を続けてきたため当該資料を持ち合わせていないと説明してきました。しかし、当該資料は、自立促進援助金の支給の適法性妥当性の判断に必須の資料であり、真実「ない」のであれば、そのこと自体が京都市の重大な任務懈怠を示しています。

同和奨学金には免除制度があります（一般の奨学金には免除制度はない）。京都市は、同和奨学金の免除申請を、返還期間20年のうちの返還初年度に行っており、その審査のために同和奨学金の貸与を受けた者の属する世帯の収入資料を有していることが明らかです。

よって、京都市は、昭和59年度から平成18年度までの当該資料を貴委員会に開示することが可能です。貴委員会で正確な議論をするためにも同資料の提出を京都市に要求するとともに、原資料を開示するだけでなく、一覧して内容を把握できるように世帯収入分布状況をグラフ化したものを提出するように要求されることを要請します。。

なお、この点は、第1回委員会においても委員から強く要望があったにもかかわらず、京都市事務局からいまだに提出がなされていないのです。

3 若干の補足点

(1) 進学率、収入状況に関する資料の見方

第3回委員会において、委員から、提出されている進学率や収入状況の資料が、同和地区の状況に関するもの（属地）か、同和関係者に関するもの（属人）か、

質問がなされました。

同和奨学金の貸与や自立促進援助金の支給は、同和地区居住者に限定されず、同和地区外に居住する者でも、同和地区から地区外へ引っ越して行った者、あるいは親がかつて同和地区に居住していた者等であれば対象とされているのです。これを、「属人」といいます。同和地区を同和事業の対象とする場合、これを「属地」といいます。同和奨学金も自立促進援助金も「属人」的に支給されているのです。一定以上の経済状態となった者や現役世代が、同和地区から地区外へ移転することは既に久しい傾向です。同和地区には、低所得者や高齢者が残される傾向が続いており、ここ10年15年は、その傾向が非常に顕著となっています。

進学率や収入状況のデータを見る際には、以上の基本的事実を踏まえなければ、大きな誤解をしてしまいます。こうした状況を説明なしに、データだけを提供するとすれば、委員を誤導することにもなるのです。

同和地区の収入状況に関するデータ（生活保護率等）は、同和地区の経済状態を説明するデータであり、「属地」的データであり、地区外に移転した同和関係者を含めた「属人」的データではないのです。このデータの収入状況は、「属人」的に地区外に移転した者を相当含む、同和奨学金や自立促進援助金を受けている者の属する世帯の収入状況とは、まったく別物であることを強調しておきます。

高校進学率に関するデータは、第3回委員会で京都市事務局が説明したとおり、「属地」的データであり、地区外へ移転した者やその子弟の進学率は含まれていない。従って、「属人」的な、同和関係者の進学率は、もっと早期に格差が是正されているはずであることが、強く推測されるところです。

また、大学進学率に関するデータは、別の意味で注意が必要です。同和とされているデータは、同和奨学金受給者を母集団とする大学進学率です。これは「属人」的なデータと言うことになりますが、奨学金を受けているのであり経済的に低い世帯の子弟の大学進学率です。全市のデータはそのような限定がないのですから、これらを単純に比較検討すると誤りを犯すこととなるのです。

(2) 中退率の原因について

第3回委員会において、委員から中退率の原因について質問がありましたが、事務局はその理由を説明しませんでした。

しかし、中退率の原因については、住民訴訟においても議論がなされており、経済的な理由で中退する者が極めてわずかなことは統計上も明らかとなっており（京都府昭和62年調査結果報告書では経済的理由による中退は0.7%である）、京都市吉田良比呂人権文化推進課長も以下のとおり証言しています。「中退率が高い理由は私も具体的には分析はしておりませんが、先ほど言いましたように、経済的な理由がある方もおられるでしょうし、高校生活の中での人間関係もあるでしょうし、それからご自身が希望していた学校には結局行けなかったと言うことで、希望に添わなかったということというのが理由だと思います。それは私の認識だけだと違って、私のところに奨学金を受けておられる方が辞退をされるときに辞退届というのが出てきます。その内容を詳しく分析したわけではないですけども、その理由を見るとそのような内容の方が理由で挙げてこられるということです。」

むしろ、経済的な理由による中退は極めてわずかなのです。

- 4 以上のとおり補足説明をさせていただきました。貴委員会が正確な情報・資料にもとづき、市民の信頼に応える適正な報告を作成されるために、私たちも尽力したいと考えている次第であり、ご理解いただければ幸いです。

京都市の同和行政の終結のために、貴委員会がその存在意義を十分に発揮されることを期待するものです。

声 明

市民ウオッチャー・京都

代表 田 村 和 之

本日、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（以下「委員会」という）は門川京都市長に対して、中間報告書（自立促進援助金制度の見直しについて）が提出されたが、その内容は違法不公正な同和行政の完全終結からはほど遠い不十分なものといわざるをえない。

自立促進援助金制度については、15年前から市会で議員からたびたびその違法性が指摘されていたにもかかわらず、市は「援助金は適切に支給されている」との答弁を繰り返してきたのである。また、市監査委員も、市民ウオッチャー・京都の5次にわたる住民監査請求に対し、4次までの請求をことごとく「問題なし」としてきたのである。やむなく、市民ウオッチャー・京都が住民訴訟を提起し、大阪高裁判決、最高裁決定その後の京都地裁判決によって自立促進援助金制度の違法性が明確に指摘されたことによって、監査委員もようやく是正に向けての意見を表明し、京都市がやっとその是正に動き出し、本委員会では是正方向が審議されてきたのである。

私どもは、これまで開催された6回の委員会および3回の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会のすべてを傍聴し、必要に応じて意見書を提出してきたものである。

本日提出された中間報告書は、自立促進援助金制度について、「自立促進援助金を無審査で一律に支給し続けたことは、」「少なくとも一定の時期以降は違法であった」とし、「本来は将来の奨学金返還時期の問題である自立促進援助金の支給を、奨学金の貸与時点で約束するといった制度の構成は、法的な観点からみた矛盾をはらみ、」「今日において明らかになった諸問題の根源になっている」と指摘し、平成19年度からの自立促進援助金制度の廃止を求めた。

自立促進援助金制度の違法性を指摘し、その廃止を提案したことは評価できる。しかし、中間報告は、他方で「新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けるべき」とし新たな免除制度の新設を提案している。しかしながら、新たな免除制

度の創設は、問題をさらに悪化させ泥沼化させるものでしかなく問題の解決にならない。そして、それは市が誤った説明をしたことによって生じた損害を市民にまるまる押しつけようというものである。

この問題の解決は、自立促進援助金制度を廃止し、法律、条例に定められたとおり、国の返済免除基準（生活保護世帯の1.5倍以内の所得）に合致する人以外は全員に対して同和奨学金の返還を請求すること以外にないのである。京都市が自ら行ってきた住民に対する誤った説明については、その経過をきちんと究明し関係者の責任を明確にし、住民に対して真摯に謝罪すべきである。しかしながら、本来貸し付けた奨学金の返還を求めるべきことは行政の当然の責務であり、その義務を放棄することは許されない。さらに、中間報告書は新たな免除制度の免除基準は国制度の基準に合わせるとしているものの、「当面は現行の自立促進援助金にかかる所得判定基準を暫定的な返還免除基準として適用する」ことまで提案している。これでは、自立促進援助金制度の問題を何ら解決しないに等しいと言わざるをえない。

ところで、委員会は自立促進援助金制度が創設された経緯については調査しようとせず、なぜ、このような極めて不公正不合理な制度ができあがったのか、当時京都市と一部同和運動団体との間で密室の中でどのような協議がなされていたのかの究明を避けた。なぜ、京都市がこうした不合理な制度を創設したのか、どうして今日までその是正が図られなかったのか究明しようとしないのである。これでは、京都市の同和行政を完全に終結させることはできない。かつての不公正な誤った同和行政がなぜ生じたのか、そのことをきちんと市民に明らかにすることこそ、京都市の責務である。

門川京都市長は、今回自立促進援助金制度を廃止するにあたって、同和行政の完全終結に向けて、市民が納得できる制度設計を実行するとともに、京都市がおこなってきた同和行政の経緯と責任を明確にすべきである。